

中南米の制度改定動向

2018年3月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

海外調査部 米州課

【免責条項】

本調査レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本調査レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

.....
禁無断転載

はじめに

本報告書は、2017年度下半期にジェトロの『通商弘報』に掲載された中南米における中南米主要国の制度改定動向をまとめたものである。

近年、南米のメルコスール諸国を中心に、プロ・ビジネス的な政策への回帰、外資誘致のためビジネス環境の改善を目的とした制度改訂が散見される。なお、チリは例外的に法人税率引き上げなど企業の負担となる制度が施行されたが、これは社会包摂策に重点を置いたバチェレ前政権時に可決されたものであり、18年3月に就任したピネェラ政権は今後、見直しを行うものとみられている。メキシコでは次世代に向けた新ビジネスの振興に加え、意匠登録の短縮などビジネス環境改善に向けた制度改訂を着実にやっている。

本報告書が中南米地域におけるビジネス展開の一助となれば幸いである。

海外調査部 米州課

内容

*** メキシコ ***

1. 電子インボイスの改定、一部対応が延期に..... 1
2. 地理的表示の対象や意匠の存続期間を改定..... 2
3. フィンテックの促進に向けた法律を施行 4

*** ブラジル ***

1. 新移民法が制定、ビザの種類や取得手続きなど変更..... 6
2. R&D 投資を促す情報産業法、改正は見通せず 7

*** コロンビア ***

- 一部輸入品の関税ゼロが恒久的措置に、対象は 3,413 品目 9

*** アルゼンチン ***

- 輸入規制を相次ぎ緩和、産業活性化図る 10

*** チリ ***

- 環境税が 4 月から課税、法人税率も引き上げ..... 12

*** メキシコ ***

1. 電子インボイスの改定、一部対応が延期に

国税庁（SAT）税務細則（2017年1月1日施行）により、電子インボイス（電子税務証明書：CFDI）システムのバージョンアップが図られた。しかし、多くの事業者では期限までに新バージョンが要求する項目に対応することが難しいことなどから、日本メキシコ経済連携協定（日墨 EPA）ビジネス環境整備委員会の枠組みにおいて、同庁に対し入力項目の簡素化や適用延期などを求めたところ、一部について対応の延期が認められた。

<事業者の対応が追い付かず>

電子インボイス（CFDI）は、国税庁（SAT）のサイトとリンクした会計情報システムにより、インターネット経由で発行が義務付けられている請求書兼領収書のこと。事業収入の受領時や源泉徴収の発生時、従業員への給与支払いなどにも使用される。これがないと、税務上の損金算入や付加価値税の申告などさまざまな税務に支障を来す。

このうち、給与明細用の CFDI は 2017 年 1 月 1 日から新版（バージョン 1.2）が適用となり、3 月 31 日までの移行措置を経て 4 月 1 日から本格適用となっているほか、貿易取引では確定輸出用 CFDI（バージョン 1.1）の発行が 2018 年 1 月 1 日から義務化されている。

そして最も大きな改定となったのが、財やサービスの国内取引の際に発行される CFDI の新版（バージョン 3.3）の適用だ。当初は 2016 年 12 月 23 日付官報公布（2017 年度税務細則決議）により、2017 年 7 月 1 日から適用とされていたが、2017 年 7 月 18 日付官報公布（2017 年度税務細則第 2 次修正）により、適用開始を同年 11 月 30 日まで延期した（注 1）。

その背景としては、新バージョンへの事業者の対応が追い付かないことが指摘される。インボイス情報の正確性の担保として、製品・サービスのカテゴリーの特定、取引内容や支払い方法・回数など 17 の入力項目が追加された。例えば製品・サービスカテゴリーについては、国連で採用されている 5 万 3,000 カテゴリーの中から選択することになり、日系企業が取り扱うことの多い自動車部品では部品、補修品、付属品、サービスなど細かく分かれている。多くの事業者では、こうした項目の確認作業に時間を要し、期限までに新バージョンで求められる項目に対応することが困難となった。しかも、カテゴリーの選択ミスは罰則が科されることになっていた。

<入力簡素化と適用延期を要請>

そこでメキシコ日本商工会議所税務通関委員会は 2017 年 11 月 6 日、日墨 EPA ビジネス環境整備委員会の枠組みにおいて SAT 本庁を訪問し、フェルナンド・マルチネス中央管理官と面談。入力項目の簡素化と適用のさらなる延期を求め、SAT 長官宛て嘆願書を提出した。

マルチネス管理官は、5万3,000のカテゴリーは8桁の番号で管理されているが、自社の扱っている製品・サービスの該当番号が分からないとの指摘が多く出されていることを認め、**「試行期間」**として上位カテゴリーに当たる6桁レベルの選択でよいとの移行措置を取り、その場合は3,200カテゴリーに減るとした。また、制度開始後6カ月間はカテゴリーの入力ミスについて罰則は科さないとし、CFDIの運用に関してSATの日系企業担当者を窓口に充てることを約束した。

さらに2017年11月22日、SATは納税者向けの情報告示として、CFDIに関する以下の措置を発表した。

- ・2017年12月31日までCFDIの旧バージョン3.2と新バージョン3.3の利用を自由選択とする。2018年1月1日以降はバージョン3.3のみを有効とする。
- ・CFDIを発行し、入金があった時に発行する領収書（Comprobantes con el Complemento para Recepcion de Pagos）の発行義務化については2018年4月1日まで延期する。
- ・CFDI キャンセル承認プロセスの義務化を2018年7月1日まで延期する（注2）。
- ・製品・サービスなどカテゴリーの選択ミスについて、2018年6月30日までは原則として罰則を科さない。

なお、これらの措置については、同年12月15日付官報で公布された2017年度税務細則第6次修正にて正式に適用されている。

(注1) 官報公布日は7月18日付となっているが、事前告知版として5月25日付でSATウェブサイトにて公開している。

(注2) いったん発行したCFDIを72時間経過して何らかの理由でキャンセルする場合には、発行者が受領者にSATの納税者メールボックス（BUZON TRIBUTARIO）を通じてキャンセルの旨を連絡し、承認を得る必要がある。

2. 地理的表示の対象や意匠の存続期間を改定

政府は3月13日、連邦官報で産業財産権法の改正を公布した。地理的表示（GI）の保護対象が拡大され、意匠の存続期間を最長25年に延長、意匠や実用新案、特許の登録プロセスの改善が行われる。改正は官報公布から30営業日後に発効する。

<原産地呼称以外の地理的表示も保護対象に>

産業財産権法改正の主な内容は以下のとおり。

1. 原産地呼称（DO）に加え、地理的表示（GI）を保護対象に追加
2. 外国の DO や GI をメキシコにおいて保護するための手続きを規定
3. 意匠の存続期間を原則 5 年間で 4 回延長可能とし、最長 25 年に変更
4. 意匠や実用新案の申請の公開を明文化
5. 特許についての異議申し立て期間を 6 カ月から 2 カ月に短縮

1. については、メキシコでは従来、地理的表示保護の対象として DO しかなく、テキーラやメスカルなど原料から最終製品に至るまで厳格に原産地呼称が統制された産品のみが保護の対象となっていた。改正により、DO に加え GI が保護の対象に加わった。DO と GI の区別については、EU の制度（[ジェトロ 2015 年 3 月調査レポート](#)参照）ほど定義や認定基準が明確になっていないが、産業財産権法に盛り込まれた定義（第 156～157 条）では、DO として保護されるためには「産品の品質や特徴が、当該産品の名称（の一部）となっている地理的領域の自然あるいは人的な要素に排他的または本質的に依存すること」が求められるが、GI として保護されるためには、「産品の品質、評判、その他の特徴が根本的にその土地に依存していること」となっており、DO ほど厳格な原産地管理が求められないと介される。

2. については、メキシコは自由貿易協定（FTA）など国際協定の中で締結相手国の特定と DO や GI を相互に保護する規定を盛り込んでいるが、産業財産権法には外国の DO や GI を保護するための手続きが存在しなかった。改正により、FTA などで相互に保護することを認めた DO や GI 以外でも、権利者からメキシコ産業財産権庁（IMPI）への申請に基づき外国の DO や GI を登録し、保護する制度が設けられることとなった。

<意匠や特許の登録プロセスを改善>

3. については、従来は 15 年間で延長不可だった意匠の存続期間を、原則 5 年間で 4 回までの更新を可能にして、最長 25 年間とした。5 年ごとに更新する必要があるが、更新を重ねれば最長で 10 年間存続期間が伸びることとなる。

4. については、実用新案と意匠は特許と異なり、登録前の公開制度がなかったが、透明性を高めるため方式審査終了後に直ちに公開されることとなった。5.については、従来 6 カ月だった特許の意義申し立て受付期間を 2 カ月に短縮することで、出願から登録までの期間を短縮する。

3. フィンテックの促進に向けた法律を施行

政府は3月9日、官報で金融テクノロジー機関規制法（通称：フィンテック法）を公布し、翌日に施行した。重要な内容は以下のとおり。

1. 金融テクノロジー機関（ITF）としての許認可制度を導入
2. ITF をクラウドファンディング機関と電子決済資金機関に分類
3. 仮想通貨の運用には中央銀行の事前承認が必要
4. 「金融革新グループ」を創設
5. レギュラトリー・サンドボックスを導入
6. 法律違反に対する行政罰や刑罰を規定

1. については、国家銀行証券委員会（CNBV）の認可を受けないと営業ができない。

2. については、ITF の種類としてクラウドファンディング機関と電子決済資金機関に分類し、前者が CNBV、後者が中央銀行によって今後 6 カ月以内に定められる運営規則に従う。

3. については、仮想通貨を通じてサービスを提供する ITF は、事前に中央銀行の承認が必要となり、また流通できる仮想通貨についても中央銀行が承認したものに限られることとなる。

<レギュラトリー・サンドボックスも導入>

4. については、フィンテック分野の技術革新を促進する目的で官民から最大 12 人からなる諮問機関を設立する。

5. については、革新的ビジネスモデルを促進するために一時的かつ条件付き規制緩和の枠組みを設ける「レギュラトリー・サンドボックス」（現行の法制度が想定していない革新的な商品・サービスに対して現行法の規制を一時的に停止する規制緩和策）の規定が盛り込まれており、フィンテック先進国の英国やシンガポールの法規制を参考にしている。

6. については、法律では特にマネーロンダリングの防止や利用者の保護を目的としたさまざまな報告義務、監視・監督体制の構築義務が ITF に課されており、違反すると行政罰や刑罰の対象となる。

本法案の施行はフィンテック業界に法的信頼性をもたらし、業界の健全な成長とさらなる投資を促す観点から重要とみられている。メキシコにおける 2017 年 7 月時点のフィンテックのスタートアップ企業数は 238 社に達し中南米最多となっている（注）。メキシコにおけるフィンテック業界の動向については、[2017 年 11 月 10 日付地域・分析レポート](#)を参照。

(注) スペインやラテンアメリカのフィンテックに関連する業界団体であるフィノビスタ (Finnovista) が発表した報告書「Fintech Radar」より。

*** ブラジル ***

1. 新移民法が制定、ビザの種類や取得手続きなど変更

新たな移民法が 2017 年 11 月 21 日に施行された。ブラジルでビジネスを行う日系企業にはビザ取得などで影響がある。入国に必要なビザはこれまでの 7 種類から 5 種類となり、労務に従事するか帯同家族などとして滞在する者は、ビザに加えて居住許可の取得が求められる。一方、ビザの変更や居住許可申請は、申請者が国内にて行えるようになった。

<外国人用ビザが 5 種類に>

ブラジルに観光および商用で入国、また駐在員やその帯同家族などとして滞在する際は、それぞれの目的に応じた査証（ビザ）が必要だ。従来、外国人に対するビザは 7 種類だったが、新たな移民法の制定により、訪問ビザ（Visto de Visita）、一時居住ビザ（Visto Temporario）、外交官ビザ（Visto Diplomatico）、公用ビザ（Visto Oficial）、非公式外交ビザ（Visto de Cortesia）の 5 種類となった。

訪問ビザは、主に観光や商用などの目的でブラジルに入国し、短期間滞在する者に発給される。ブラジルで報酬を得る活動を行う、または居住する目的で入国する者は一時居住ビザを取得する必要がある。従来の第 5 種一時居住ビザ（就労ビザ）や第 4 種一時居住ビザ（学生ビザ）などがこれに相当する。一時居住ビザには、労働者用、役員用などがある。雇用関係のあるなしにかかわらず労働目的で入国する者は労働者用一時居住ビザ、現地法人の経営権を持つ経営者や役員として入国する者は役員用一時居住ビザを申請する。

<居住するためには居住許可が必要>

新たな移民法では、居住許可（Autorizacao de Residencia）の取得要件が加わった。居住許可は、ブラジルで居住または勤務する目的に対して発行されるもので、一時居住ビザを取得する際には必ず必要だ。渡航前に一時居住ビザと共に申請するものを事前居住許可

（Autorizacao de Residencia Previa）といい、労務に従事する際は労働省が、そうでない場合は法務省が発行する。

居住許可申請について定めた政令 9199/2017 号によると、事前居住許可申請の際には、申請書に加えて旅券、両親の名前が記載されている公証翻訳された証明書、就労する予定がある場合は登記済みの会社定款などが必要。一方、既に滞在している者が居住目的で新たに居住許可を申請する際は、直近の 5 年間居住した場所における無犯罪証明書あるいはそれに相当する書類の提出が必要だ。居住許可の有効期限は、労働者用一時居住ビザのための居住許可が 2 年、役員用一時居住ビザのための居住許可は無期限となっている。

また、ビザの種類を変更する際、従来はいったん国外へ退去し新たにビザを申請する必要があったが、今後はビザの種類変更や居住許可申請は申請者が国内に滞在したまま行えるようになった。

なお、同法の施行前に発給されたビザは、有効期限内であれば効力を有するため、ビザの切り替えなどは不要だ。

<永住ビザはなくなり居住許可が代替>

これまで、ブラジルに設立した現地法人に役員を派遣するには永住ビザの取得が必要で、しかも1人分に付き60万レアル（約1,920万円、1レアル＝約32円）相当以上の投資が必要だった。しかし、新たな移民法の制定により永住ビザはなくなり、居住許可がこれに代わることになった。

これにより、役員用一時居住ビザ発給のための事前居住許可を申請するためには、60万レアルの投資証明書（同金額をブラジル中央銀行に外国投資登録した証明書）が必要だ。なお、申請者の入国後2年以内に最低10人の新規雇用を創出できる計画を示すことができれば、最低15万レアルの投資により居住許可が発行されることもある。

2. R&D 投資を促す情報産業法、改正は見通せず

政府は、情報産業法を改正する暫定措置法を2017年12月に議会に提出した。これは、情報産業法に規定された情報通信関連の研究開発投資に伴う減税適用が承認されていない企業に対して、投資促進のための猶予措置を定めたもので、暫定措置法としては効力を発しているが、正式な法律となるためには議決を経る必要がある。しかし、審議の成り行きは不透明となっている。

<情報通信機器メーカーへの恩典効果に疑問>

情報産業法（Lei de Informatica）は、情報通信機器メーカーが製品の品質向上などのため、当該製品の売上額の最低5%をブラジル国内での研究開発（R&D）投資に充てる場合、工業製品税（IPI）の最大80%を免除するもの。税の減免を受けるためには、会計書類を政府に提出し承認を受ける必要があるが、書類を準備する企業側の負担と、書類の審査を行う政府側の人手不足とが相まって、十分な恩典効果が得られていなかった。連邦会計監査院も、この措置がブラジルにおける技術の進歩に役に立っているのか疑問視するコメントを公表している。

暫定措置法の狙いは、民間企業の R&D 投資を一層促進することに加え、十分な減税メリットを提供することで外資系企業の撤退を防ぐことにあるとされる。

主な内容は以下のとおり。

- ・法律の適用範囲を「情報機器およびオートメーション機器」から「情報通信技術に関連する機器」へと拡大。なお、これまでソフトウェアが同法の対象とされておらず、業界からはこれも対象とすべきとの意見があるが、暫定措置法には含まれていない。
- ・会計書類の作成に当たって、ブラジル証券取引所に登録されている民間監査人の活用を可能とする。また監査人にかかる費用は控除可能。
- ・売り上げ規模が 1,000 万リアル（約 3 億 3,000 万円、1 リアル＝約 33 円）以下の企業は会計書類の提出不要。
- ・その他、アマゾン州西部およびアマパ州の企業については、環境関連技術への投資活動も対象となる。

暫定措置法は既に効力を発しているが、有効期間は 60 日間で、議会で採決されない場合は 60 日間まで自動延長されることとなる。正式な法律となるためには議会の審議・議決を経る必要がある。議会では、まず上下両院議員 12 人ずつからなる合同委員会での審議・承認を経て、下院審議・採決、上院審議・採決となるが、まだ合同委員会による承認もなされていない。

なお、情報産業法に基づく税制優遇措置は、WTO が 2017 年 8 月に発出した紛争処理委員会（パネル）報告書で内外差別的で WTO 協定違反と判断され、現在ブラジルが上訴している。

*** コロンビア ***

一部輸入品の関税ゼロが恒久的措置に、対象は 3,413 品目

一部輸入品の関税を免除する時限的措置が、8月16日から恒久的措置に変更された。対象は国内で生産されていない原料や資本財 3,413 品目で、これにより政府は国内産業を活性化し、高付加価値製品の輸出拡大を目指す。産業界からは一定の評価があるものの、税制面でのさらなる競争力強化を求める声がある。

<さらなる産業競争力強化を目指す>

8月11日付の商工観光省令第1343号により、コロンビア国内で生産されていない原料や資本財の輸入関税を0%に引き下げる時限的措置が、8月16日から恒久的措置になった。関税引き下げ時限的措置では、2015年8月14日付の商工観光省令第1625号（2016年の第1084号、第1230号、第1287号、2017年の第420号で改正）に基づき、民間投資を促進し、国内産業の競争力を向上させる目的で、一部輸入品目の関税が2年間免除されていた。政府は2月に発表した景気回復を目指した経済政策「コロンビア・レプンタ（Colombia Repunta）」（Repuntaは「潮目が変わる」の意）の中で、これらの輸入関税0%を恒久的措置にするよう検討するとしていた。

政府は、恒久的措置にすることで企業の資材調達コストに3億5,860万ドルの軽減効果があり、生産活動が活発化し雇用創出につながることを期待しているとした。また、商工観光省が推進する非エネルギー・鉱業製品の輸出拡大に向けた貿易円滑化政策の1つにも位置付けている。

一方、産業界はこの措置に対して一定の評価をしつつ、2016年末の税制改革における付加価値税（IVA）の増税や依然として高水準にある法人税など、税制面での競争力強化がなければ企業の国際競争力は高まらないとしている。

<対象品目は定期的な見直しも>

輸入関税免除の対象となるのは、6月30日時点で国内生産登録されていない原料や資本財 3,413 品目で、[2017年8月11日付の商工観光省令第1343号](#)の第1項に明記されている。税関、関税および貿易に関する委員会は、関税システムを安定的に運用するため対象品目については毎年見直すよう推奨している。政府は9月30日に国内生産登録簿の一覧を見直す予定で、その場合は同省令の対象品目が改定される可能性がある。

なお、同措置によって恩恵を受ける品目には、脱穀機、搾乳機、トラクター、変圧器、電気モーター、測定装置、実験装置、化学工業用品、医療品、発電機、バルブ、住宅建材などがある。

*** アルゼンチン ***

輸入規制を相次ぎ緩和、産業活性化図る

輸入規制の緩和が相次ぎ、非自動輸入ライセンス制度対象品目数は、2019年には500品目まで減少する見通しだ。既に1月11日から314品目が非自動輸入ライセンス制度の対象外となっており、対象品目は約1,300品目に減っている。消費財の輸入申告を行う管理システムも改正され、投資誘致と産業の活性化を図るため、資本財や中古財の輸入関税も引き下げられている。

<非自動輸入ライセンスの対象品目を削減>

「輸入許可証」の取得を求める非自動輸入ライセンス制度は、マクリ政権発足直後の2015年12月23日付で復活し（[2016年1月26日記事参照](#)）、その後、対象品目とライセンスの取得方法が改正されてきた。例えば、2017年7月7日付の商業庁決議第523E/2017号では、ライセンスを申告する輸入業者は、工業生産省単一登録簿（RUMP、2016年決議442/2016号に基づいて制定）への事前登録が義務付けられ、ライセンスの有効期間は180日間で、一度に限り同じ日数の延長が可能とされた。同年11月30日付商業庁決議E898/2017号では、携帯電話端末、エアコン、電子レンジ、モニター、テレビ、DVDプレーヤー、オーディオ機器、デコーダ、CDプレーヤー、スピーカーなどの電子製品が非自動輸入ライセンス制度の対象外と発表された。さらに、2018年1月11日付決議5E/2018号によって、自動車産業、農業機械産業、機械・機材全般、家電産業、建築、パッケージング、玩具、印刷、生地産業などで使用される消耗品など314品目が対象から除外された。対象は約1,300品目まで減少したが、輸入の増加に対する不満の声が広がる中、政府は今後12～18カ月の間に、段階的に500品目まで削減する方針と伝えられている。代替措置としては、産業別に技術基準やアンチダンピング措置を取り入れていく方針だとされる。

なお、非自動輸入ライセンスの関税分類番号（HSコード）別対象品目リストは、[司法・人権省ウェブサイト](#)から閲覧可能。

<輸入モニタリングの運用を柔軟に>

輸入制限措置の「輸入取引事前宣言申告（DJAI）」が2015年12月22日付で廃止され、輸入管理を簡略化した「輸入の総合モニタリングシステム（SIMI）」（[2015年12月24日記事参照](#)）が導入された〔公共歳入連邦管理庁（AFIP）決議第3823/15号〕。2018年1月8日付のAFIPおよび商業庁の合同決議第4185E/2018号では、関税特別登録簿に登録済みの輸入業者は、SIMIにおいて消費財輸入取引の申告を行うよう義務付けられた。AFIPウェブサイトのSIMIにおいて申告される情報は、アルゼンチン貿易単一窓口制度（VUCEA）の関連機関が審査し、原則、申告から10日間以内に輸入を許可するか否かを判断する。申告内容に疑義が生じた場合は同期間の延長の可能性もある。SIMI申告は審査を受けてから180日間有効。

<輸入税も引き下げ>

輸入税に関しては、2017年中に多岐にわたる品目に対して税率を引き下げている。主に次の措置が発表されてきた。

2017年2月20日付政令117/2017号に基づき、パソコン(PC)、ノートPC、タブレット型PC、およびPC製造のための部品・パーツに対するメルコスール域外輸入税(DIE)の税率を0%とした。

2017年5月12日付政令331/2017号に基づき、ハイブリッド車(HV)および電気自動車(EV)6,000台の輸入に対しては、DIEが定められた。完成車(CBU)のHVは5%。CBUのEVおよび燃料電池自動車(FCV)は2%。セミノックダウン(SKD)、コンプリートノックダウン(CDK)のHV、EV、FCVは0%となっている。なお、同税率は2020年5月まで有効。

2017年8月9日付政令622/2017号に基づき、国内で生産されていない資本財の輸入関税を2%に引き下げた。主に、鶏肉、果実、製紙、繊維、印刷、プラスチック、ゴム、冶金(やきん)などの産業において使われる関連機械類が引き下げの対象品目となった。

2017年8月10日付政令629/2017号は、石油産業のための中古財の輸入税を引き下げた。石油および天然ガス産業に使われる中古機械は0%、関連品は7%と定めた。

2017年8月25日付の政令673/2017号および政令674/2017号では、二輪車の輸入税が引き下げられた。これにより、250CC未満のCKD二輪車は10%、250CC以上のCKD二輪車は20%と定めた。なお、250CC以上のCBUまたはSKD二輪車の場合、35%の税率が継続される。

*** ちり ***

環境税が4月から課税、法人税率も引き上げ

2014年の税制改革で導入された環境税が4月から課税される。また、段階的に引き上げとなっている法人税率に関しても、2018年はセミ・インテグランド方式の税率が25.5%から27%に変更された。3月に就任したピネラ大統領は法人税率の引き下げを公約に掲げており、年内に新たな方針が示される見通しだ。

<環境税は50MW超の固定汚染源が対象>

バチエレ前大統領が行った2014年の税制改革で、汚染物質削減および大気汚染による健康被害の軽減を目的とした環境税の導入が決定していた。徴税は2018年がスタートとなる。50MW（メガワット）を超えるボイラーやタービンなど固定汚染源の使用により粒子状物質（PM）、窒素酸化物（NOx）、二酸化硫黄（SO₂）、二酸化炭素（CO₂）を排出させる自然人および法人の事業所（法20780号、2014年9月29日官報掲載）が対象で、環境監督庁が対象事業所の汚染物質排出量を測定し、翌年3月に環境省が各事業所等の排出量に応じた課税額を公表、4月から徴税される仕組みだ。なお、支払いは当日の為替レートに基づきペソで支払わなければならない。

PM、NOx、SO₂の場合の環境税の計算方式は図のとおり。CO₂の場合は、排出量1トン当たり5ドルが課税されるが、一次エネルギー資源としてバイオマスを使用した固定汚染源からの排出には課税されない。

図 環境税の計算方法(PM、SO₂、NO_xの場合)

<計算式>

$$T_{ij} = CCA_j \times CSC_{pci} \times Pobj \times \text{汚染物質排出量の10分の1}$$

<各項目の説明と詳細>

T_{ij} = 地方自治体(j)で排出された汚染物質(i)の1トン当たりの税金

CCA_j = 地方自治体(j)の空気質係数

CSC_{pci} = 汚染物質(i)別の社会コスト

Pobj = 地方自治体(j)の人口

地方自治体(j)の空気質係数 (CCA _j)	飽和領域	1.2
	潜在領域	1.1
汚染物質(i)別の社会コスト (CSC _{pci}) (ドル)	粒子状物質(PM)	0.9
	二酸化硫黄(SO ₂)	0.01
	窒素酸化物(NO _x)	0.025

(注1) 飽和領域とは空气中、水中、土壌中のうち1つ以上の汚染物質濃度の測定値が環境品質基準値を超過している領域のこと。潜在領域とはこれら3つの汚染物質濃度の測定値がそれぞれの環境品質基準値の80%から100%の間である領域のこと。

(注2) 空気質係数適用は、地方自治体の一部が飽和または潜在領域の場合、その全体が飽和または潜在領域と見なされる。地方自治体が飽和または潜在領域の両方を含む場合、飽和領域の空気質係数が優先される。

(注3) 各地方自治体(j)の人口(Pobj)は、統計局(INE)の公式見直しに従って毎年決定される。

(出所) 税制改革法(法20780号、2014年)

<セミ・インテグランド方式の法人税率が27%に>

法人税に関しても2014年の税制改革で段階的引き上げが決まっており ([2017年3月3日記事参照](#))、2018年はセミ・インテグランド方式(所得税法14条B)の税率が前年の25.5%から27%となった(表参照)。ただ、ピニェラ大統領は法人税率の引き下げ(OECD加盟国平均の25%程度)を公約に掲げており、年内に具体的な改定方針が示される見通しとなっている。

表 法人所得への課税率(セミ・インテグランド方式) (単位:%)

項目		2017年		2018年	
		あり	なし	あり	なし
租税条約					
法人税(第1カテゴリー税)		25.50	25.5	27	27
追加税	配当送金額	35	35	35	35
	その他の所得	0	0	0	0
法人税の控除		25.50	16.575	27	17.55
最終的な課税率	配当送金額	35	43.925	35	44.45
	その他の所得	25.50	25.5	27	27

(注) 追加税(Impuesto adicional)は、チリ非居住者に賦課される源泉税。

(出所) 所得税法(法令DL824号、1974年)

レポートをご覧いただいた後、アンケート（所要時間：約1分）にご協力ください。

<https://www.jetro.go.jp/form5/pub/ora2/20170139>

中南米の制度改定動向

作成者：日本貿易振興機構（ジェトロ）
〒107-6006 東京都港区赤坂1-12-32
TEL：03-3582-4690（海外調査部米州課）
<https://www.jetro.go.jp>

禁無断転載